

取扱区分：公開

令和 7 年第 8 回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和 7 年 8 月 2 5 日（月）

〔場 所〕 市役所西棟 3 ・ 4 会議室

令和7年第8回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和7年第8回蓮田市農業委員会総会を市役所西棟3・4会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和7年8月25日（月） 午後2時37分

2 閉会日時 令和7年8月25日（月） 午後4時39分

3 出席委員（13人） ※番号は議席番号

1 番 渋谷 悟	2 番 爪川 博夫	3 番 野口 勇	4 番 萩原 和夫
5 番 常見 淳	6 番 竹内 幸男	7 番 杉崎 國昭	8 番 山本 寿一
10 番 吉岡 政広	11 番 山口 実	12 番 齋藤 和久	13 番 高橋 建一
14 番 本橋 トシエ			

4 欠席農業委員（1人）

9 番 佐野 景子

5 出席推進委員（4人） ※（ ）内は担当地区 ※欠員（1人）

（平野）塚本 精一 （平野）甘浦 比呂見 （黒浜）小澤 はつ江 （黒浜）新井 仁

6 欠席推進委員（1人）

（蓮田）原田 順一

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取消について

報告 4 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消について

報告 5 農地法第18条の合意解約申請について

8 出席した職員 農業委員会事務局（4人）

事務局長 齋藤 欣志

事務局 榎本 聖

事務局 山崎 智也

事務局 田嶋 諒大

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

それではただ今より、令和7年第8回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

（会 長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則に基づき萩原会長にお願いいたします。

（議 長）

初めに、令和7年7月25日に開催いたしました令和7年第7回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

事前に委員からのご指摘等ございましたので、事務局から訂正箇所につきまして説明いたします。

— 議事録の確認 —

（議 長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、「8番 山本 寿一委員」、「9番 佐野 景子委員」お願いいたします。

佐野委員は、本日欠席となりますので、後日、いただきたいと存じます。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

本日は、「9番 佐野 景子委員」から欠席との連絡がございました。

従いまして、出席委員は14名中13名でございます。総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

また、推進委員の出席状況でございますが、「原田 順一推進委員」より欠席の連絡がございました。

従いまして、推進委員の出席は、4名となっております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

「10番 吉岡 政広副会長」、「11番 山口 実委員」にお願いいたします。

それではただ今から、議事に入ります。本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第2号でございます。また、報告案件は、報告1から報告5でございます。

初めに、議案書の頭紙をめくっていただきまして、下のページ議案書1ページ、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

議案第1号、番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

隣接地は●●さんですが、空き家となっています。申請地も耕作等されておらず、草等で注意喚起する場所でした。

受人は、住所は●●ですが、●●●の●●●にお住まいで、11月か12月頃にはこちらに引っ越して来られる予定です。不動産屋さん経由で、住宅地＋農地で探しておられたところ、該当の土地について照会がありました。農地では、ブルーベリー等の栽培をしたいということです。●●●ではブドウの栽培をされており、そちらには機械もあるそうで、最終的にはこちらに持って来て耕作をしたいということです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

全部効率利用要件については、7月22日に申請地の現地確認を実施しております。

受人は現在、●●●●●●に農地を持っており、所有地については●●●に照会をかけて耕作を確認しております。

農作業常時従事要件については、ご本人が農作業を300日以上実施することを確認しております。

地域との調和要件については、現況 畑、取得後の計画も畑であり、取得後はブドウとブルーベリーを栽培予定とのことでした。

備考について、自作地●●●㎡、申請地●●●㎡となります。

渡人については後見人がついており、その方からの申請となります。受人が渡人のご自宅を購入されて、そこに隣接している農地も購入されるとのことです。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、番号1につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第1号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

受人が渡人のお父様から仮登記で購入した農地だそうです。約10年経過していると思われます。お父様は亡くなり、渡人が相続しました。

受人は、●●歳です。行政書士さんから法律が変わったので登記した方がよいのではないかとわれ、申請に至ったとのことです。

現在、ナス等の野菜を作られています、近隣に迷惑をかけないのでよろしく願いますとのことです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料3ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、申請地の現地確認を7月22日に実施しております。

農作業常時従事要件については、ご本人と奥様がともに農作業を250日以上実施することを確認しております。

地域との調和要件については、現況 畑で、取得後の計画も畑であり、ネギ、サトイモ、タマネギ、ムギ、トウモロコシを耕作予定とのことです。

対象地で既に耕作をはじめているとのことで、現地確認の際に確認しております。

今回は新規就農になりますので、申請地以外の農地はございません。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、番号2につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、番号2につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、番号3と番号4につきましては、関連がございますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

贈与ということで親戚関係かと思いましたが、全く他人で、渡人には相続人がおらず、子どもさんが畑を相続したくないということで困っていたところ、受人が引き継ぐことになったそうです。

受人の奥様のご実家が交差点の付近にあり、農業をやっておられますので、耕作に関しては問題ないと思われます。

現地は、ネギ、オクラ、サトイモ等が植えられていました。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料5ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、申請地の現地確認を7月31日に実施しております。また、申請以外の農地はございません。

農作業常時従事要件については、ご本人と奥様がともに農作業150日以上実施することを確認しております。

地域との調和要件については、現況 畑、取得後の計画も畑であり、耕作するものは委員さんのご説明のとおりです。

備考について、元々利用権で借りていた農地の期限が令和7年6月30日まででしたが、期間満了に伴い所有権を移転し、引き続き耕作をしていくということです。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

このような場合、相続税はかかるのですか。

(事務局)

面積等にもよりますが、贈与になるので、贈与税になると思われます。

(委 員)

受人は何歳くらいの方ですか。

(事務局)

受人が●●歳で、奥様が●●歳です。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、番号3と番号4につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、番号3と番号4につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号、番号5につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

渡人のご子息への贈与による所有権の移転は今回で4回目となり、令和4年、5年、6年にも総会の案件としてあがり、審議されて承認されています。

昨年までの過去3年間で、●筆、●●●●㎡になります。今回贈与となる対象農地には現在、野菜や柿、イチジクなどの果樹が栽培されています。

渡人にはお会いできず、奥様と代理人（司法書士兼行政書士）からお話を伺いました。渡人は、若い頃から稲作、野菜栽培、梨やブドウなどの果樹栽培に従事し、長年に渡り精農家として農業を続けてきました。渡人は、年齢の問題もあり、今では稲作や梨の栽培はリタイアしていますが、受人とブドウを●反ほど栽培しております。

受人は、昭和●●年生まれの●●歳であり、会社勤務とのことです。

渡人は受人の後継者としての気力に期待し、自分が元気なうちに農地を生前贈与し、農業経営の安定的な承継を図りたいとのことでした。

受人は、●●歳で定年を迎え、その後もやる気十分とのことであり、現在では勤務先の休みの時などを利用し、ご両親と一緒に農作業に従事しておられます。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料7ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、申請地の現地確認を8月4日に実施しており、全ての耕作を確認しております。

農作業常時従事要件については、ご本人が農作業200日、お父様、お母様がともに300日以上実施していることを確認しております。

地域との調和要件については、現況 畑、取得後の計画も畑となっております。

備考については、自作地●●●●●㎡、申請地●●●●●㎡となっております。

世帯員間での権利移動のため、合計面積に変更はございません。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、番号5につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、番号5につきましては、承認することといたします。

次に議案書2ページ、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議 長)

次に議案第2号、番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

申請地は、耕作をしていませんが、草等が生えていることもなくきれいな状態を維持しています。

特に周辺にも影響ないと思われますので、ご審議の方をよろしくお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の 5 条関係の 1、2 ページをご覧ください。

この案件ですが、前回 7 月総会の案件で、農地転用許可と同時に取る必要がある開発許可の見込みが取れず保留となっていました。今回、改めて開発許可の見込みが取れましたので、再度、議案をあげさせていただきました。

こちら、農業振興地域外の農地です。

申請地の概要ですが、委員さんのご説明のとおりです。

農地性は、第 2 種農地と判断しております。

目的は、住宅敷地(自己用住宅)となり、将来計画を見据えた実家の隣接地での住宅建築計画となります。

資金計画については、事務局の方で確認しております。

給排水計画については、上水は、市道に埋設している給水管より引き込み、雨水は、浸透枡を設置し敷地内処理、汚水・雑排水は、合併浄化槽処理後、道路側溝に放流となります。

現地は 7 月 7 日に確認しております。

関係各課との調整についても、その他の欄に記載してあります。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 2 号、番号 1 につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第 2 号、番号 1 につきましては、承認することといたします。

次に、議案第 2 号、番号 2 につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

●●●●には、10tトラック3台を入れる予定だそうです。

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

既存敷地の●●●●㎡と合わせて、全体面積は●●●●㎡となります。

質問・意見なし。

次に、議案第２号、番号３につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

そうです。公図の「既存駐車場」は、現在、●●●●●●が使っている所で、この拡張ということですが。●●●●に2 tトラックを置いているそうなので、これをここに持って来て、一極集中で管理できるようにしたいということです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料5ページをご覧ください。

申請地の概要については、委員さんのご説明のとおりです。

農地性は、第2種農地となり、農業振興地域外の農地です。

申請理由もご説明いただいたとおりです。

資金計画、調達計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水ありません。

7月31日、事務局で現地確認しております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。また、本件は、●●委員に関係する案件でございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

議案第2号、番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号3につきましては、承認することといたします。

●●委員は、入室をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

— 休 憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に議案第2号、番号4につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

この案件について、昨年の今頃、地権者の方全員を集めた説明会が開催されました。受人の方に説明を行っていただきました。計画としては、3分の1程埋め立てて、その後、受人の方が畑にし、ブルーベリーや小麦を作る予定です。説明会時、各所有者はご納得していただきました。

地元の農業委員としては、この一角は8割くらい放棄地だったので、受人に埋め立てて畑として使ってもらえることは、渡りに船です。

現地は、受人の方が荒れている所は伐採し、ある程度きれいな状態になっております。申請地は、奥の方から手前に埋めていく計画です。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の5条関係の7、8ページをご覧ください。

説明に入る前に資料の訂正をお願いします。申請者の譲渡人氏名で、「●●●●●外●●名」を「外●●名」に訂正をお願いします。農地改良部分の権利者は外●●名ですが、搬入路部分の権利者を合わせると、外●●名となります。申し訳ございませんでした。

申請地の概要は、委員さんのご説明のとおりです。

農地性は、農業振興地域内の農用地になります。

目的は、農地改良による一時転用となります。農地改良部分●●●●●㎡と搬入路部分●●●●●㎡で、全体面積は●●●●●㎡になります。

現在は、水稻の作付けと遊休農地ですが、水はけが悪いため盛土を行い、今後は受人の関連会社である●●●●●が一带を借受け、畑作で小麦やブルーベリーの栽培をする計画となっています。

資金計画については、事務局で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はなしとなります。

現地は8月13日及び20日に確認しております。当初は雑木も生い茂っていましたが、受人が伐根し、問題ない状態になっております。

関係各課との調整については、その他の欄に記載してありますが、宅地造成及び特定盛土等規制法について、県東部環境管理事務所に許可不要であることを確認済みです。

また、すぐ脇を元荒川が流れており、こちらは河川保全区域に該当するため、県杉戸県土整備事務所に許可申請をし、許可書発行済みです。

それ以外として、道路と水路に敷き鉄板を設置していくのですが、道路使用許可及び道路占用許可を申請中で、許可見込みありと道路課から報告を受けております。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

搬入路部分というのは、鉄板を敷くのですか。一時転用の期間が9か月となっていますが、この期間を過ぎると、鉄板は取ってしまうのですか。

(委 員)

一回取って、次の申請をする、という形になります。

(委 員)

この事業は3、4年かかると受入はおっしゃっています。

(事務局)

何年か、かかると考えられますが、今回の申請に関しては、一時転用が9か月ということですので、まずは9か月の範囲内で事業を進めるということで報告を受けております。

(委 員)

搬入路の鉄板を9か月後に引き上げると費用もかかると思いますが、延長はできるのですか。

(事務局)

その都度申請するという形になりますが、期間変更も可能です。

(委 員)

最終的には●●町くらいになります。今回の申請は●町です。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

渡人の●●●●●さんは、議案書に地権者の名前として記載されていないのですが、なぜですか。

(事務局)

相続が終わって謄本は奥様の●●●さんになっているのですが、農業委員会へ届出がされていないため、データが古いままで●●さんのお名前になっています。

代理人には●●さんに相続の届出をしていただくようお願いしています。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

●●●●●の事務局の方とお話しをしたのですが、搬入するダンプカーの順路として、国道122号からしか入る道はないと思われます。●●●●●の中に入る道路しかないのですが、●●●●●内の道路の沈没等を心配されていました。道路の厚みが8cm程しかないそうです。

道路が下がったりたわみが出た場合、受人の方で全て補修してくれるのかどうかと言われたので、情報共有しておきます。

(事務局)

●●●●●の組合の方も心配されていて、事務局長からも連絡をいただいております。

それを受人の担当者に伝えた結果、資料を持って説明に行かれたと報告を受けています。

併せて、道路関係の破損等の懸念もあると思いますので、蓮田市の管理している道路課と調整を行いました。受人から道路課へ確約書として、「工事中において、弊社の工事車両の通行により、水路、道路の破損が発生した場合は、責任をもって対処します。特に水路を破損して、水の流出入に支障がある場合は、その都度早急に修繕を行います。」というものが提出されております。その上で、対応をさせていただきます。

(委 員)

搬入路の曲がっている部分の水路のU字溝が破損してしまいました。●●●の農家組合長さんと自治会長さんが立ち会っておられましたが、立ち上がりの部分が少し割れていたそうです。水がオーバーフローしてしまうと向こうまでいなくなります。

今まで梨畑だったのですが、木が生えている時は泥が流れませんでした。泥が詰まらないように受人にはやってもらえればと思います。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

受人から確約書をいただいたとのことですが、会社で責任をもって補修しますという所をしっかりと謳っておいていただければと思います。

なぜなら、大型車両以外の車両も通っているため、どの車が原因なのか分からなくなると思われます。

このことから、自分たちが全部補修することはない、という話が出る可能性も考えられます。

通行前の写真を撮っておいてもらい、その都度何か月かおきに報告してもらい、責任の所在を明確にしておいた方がよいと思います。受人にはそのくらい強く言っておいていただければと思います。

(議 長)

盛土の高さはどのくらいの高さがありますか。

(委 員)

50 c mくらいです。

(事務局)

田からは80 c m、道路からは30 c mです。

(委 員)

受人の方で、用水以外は全部管理してもらおう話をしようと思います。

小作料の話はまだしていません。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号4につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号4につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号5につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

公図では、●●●—●●●になり、現状は耕作等されておらず、草刈りをして維持管理されている農地です。周辺は、東側が●●●になり、隣接する●●●と●●●については、墓地になっております。墓地の隣に申請地があるという状態です。

こちらに受人が住宅を建てたいということで申請に至りました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の5条関係の9ページをご覧ください。

説明に入る前に資料の訂正をお願いします。申請土地の所在・番地が「蓮田市●●●●●●●●●●」とありますが、正しくは、「蓮田市●●●●●●●●●●」に訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

こちらは、農業振興地域外の農地です。

申請地の概要ですが、委員さんのご説明のとおりです。

農地性は、第2種農地と判断しております。

目的は、住宅敷地(自己用住宅)となり、子どもの成長に伴い将来計画を見据えて、両親に相談したところ、この申請地を提案いただき、資金の借り入れも目途が立ったことでの住宅建築計画となります。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水は、北側の道路から延長して引き込み、雨水は、浸透枳を設置し敷地内処理するほか、オーバーフロー分は県道の側溝へ放流、汚水・雑排水は、合併浄化槽処理後、県道の道路側溝に放流となります。

現地は8月6日に確認いたしました。

関係各課との調整についても、その他の欄に記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

受人と渡人は親子関係ですか。

(事務局)

受人は渡人の娘さんです。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

給排水計画について、県道に排水やオーバーフローができるのですか。

(事務局)

県の杉戸県土整備事務所に協議ということになり、調整を諮ってもらっています。

(委 員)

以前聞いた話では、直接県道には流させないということでした。迂回路を作って県道に流れる形にして、許可を取ったということです。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

申請地の近くには太陽光発電設備のパネルがあると思われますが、近くですか。それともその手前でしょうか。

(委 員)

申請地からは離れています。申請地と書いてある左側の空いている部分に太陽光発電が入っています。住宅を作るにあたり、支障はないと思われます。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号5につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号5につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号6につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

現状は畑で、耕作等はされておりましたが、草等はない状態です。維持管理するために耕しているという状況が続いている場所です。

今回の申請者は、公図の左側の●●●に住まわれている方のご家族で、こちらの農地を使って住宅を建築したいということでした。

お子様が生まれたこともあり、両親と一緒に住むということではなく、申請地に家を建てて住みたいということでした。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の5条関係の11、12ページをご覧ください。

農業振興地域外の農地です。

申請地の概要ですが、委員さんのご説明のとおりです。

農地性は、第2種農地と判断しております。

目的は、住宅敷地(自己用住宅)となり、これまで奥様のご実家で生活をしていましたが、子どもの成長に伴い将来計画を見据えて、奥様の実家近くで建築したいと両親に相談したところ、実家の隣接地を提案いただき、住宅建築計画となりました。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水は、市道に埋設の上水道給水管より引き込み、雨水は、浸透枡を設置し敷地内処理するほか、オーバーフロー分は側溝へ放流、汚水・雑排水は、合併浄化槽処理後、道路側溝に放流となります。

現地は8月6日に確認を行っております。

関係各課との調整についても、その他の欄に記載してありますので、ご確認をお願いいたします。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号6につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号6につきましては、承認することといたします。

それでは、議案書7ページ以降の 報告1から報告5につきまして、事務局より朗読をいたします。

(事務局) — 報告1から報告5、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今、朗読いたしました、報告1から報告5につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

(委 員)

報告第1号、番号4について、渡人が●●●●●さんで、申請日●●●年●月●日、相続●●●年●月●日と記載されています。一方で、報告第3号では許可指令書の取消として出ています。理由は、譲渡人が他界したためとあり、●●●●●さんが亡くなったということだと思いますが、報告1と報告3の詳細を教えてください。

(事務局)

●●●●さんが住宅を建てるということで、●●●●年に一度許可申請が出ています。

今回、別の方が家を建てるということで、一度発行されている許可書を取消するための手続きです。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

「なし」の発言。

(議 長)

委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局の方から「その他」として何かありましたら、お願いします。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

それでは、閉会の言葉を常任副会長よりいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —